

**1. 目的**

住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられる社会の実現に向け、在宅医療の推進を図ることを目的に、峡南地域保健医療推進委員会の専門委員会として、「峡南地域在宅医療広域連携会議」（以下「連携会議」という。）を設置する。

**2. 実施主体**

峡南保健福祉事務所

**3. 構成員**

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、訪問看護ステーション職員、地域包括支援センター職員、介護事業所職員、市町村行政職員、保健所職員等

**4. 役員等**

連携会議の役員として、会長1名、副会長2名を置く。

- 1) 会長は、連携会議において選出し、承認を得るものとする。
- 2) 会長は、連携会議を代表し、会務を総理する。
- 3) 副会長は、会長が指名することとし、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 4) 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5) 委員は再任を妨げない。

**5. 会議**

会議は、会長が招集し、会議には議長1名を置き、会長がこれにあたる。

**6. 作業部会**

連携会議の所掌事務を補助するため、必要に応じて作業部会を設置する。

**7. 協議事項**

在宅医療と介護の連携を図るための「切れ目のない提供体制の構築」について協議を行う。

- (1) 医療機関及び訪問看護ステーションとの調整に関すること
- (2) 医療機関同士、医療機関と訪問看護ステーションの連携に関すること
- (3) 介護支援専門員等の介護関係者との連携に関すること

**8. 事務局**

連携会議は事務局を峡南保健福祉事務所におく。

**9. その他**

この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項を行う。

**附 則**

- 1 この要領は、平成30年 月 日から施行する。

# 平成30年度 事業実施計画書 案

平成30年度事業	峡南保健福祉事務所 健康支援課
峡南地域在宅医療広域連携会議	予算あり
目的：住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられる社会の実現に向け、在宅医療の推進を図ることを目的に、峡南地域保健医療推進委員会の専門委員会として、「峡南地域在宅医療広域連携会議」（以下「連携会議」という。）を設置し、在宅医療と介護の連携を図るために「切れ目のない提供体制の構築」について協議を行う。	
事業内容	<p>【第1回】（予定）</p> <p>日 時：平成30年7月～8月 19：00～20：30</p> <p>場 所：南巨摩合同庁舎3階会議室</p> <p>内 容：①会の設置目的の共有と平成30年度事業計画について ②在宅医療と介護の連携に係る情報交換 ③その他</p> <p>【第2回】（予定）</p> <p>日 時：平成31年2～3月頃 19：00～20：30</p> <p>場 所：南巨摩合同庁舎3階会議室</p> <p>内 容：未定</p>